

徳島県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	名東郡佐那河内村下字一ノ瀬八五番一地先から 同 字庵 谷一四番一六地先まで	四四四・〇	令和七年十月七日